

隠居制家族の問題：隠居と再隠居

内藤，莞爾
九州大学

<https://doi.org/10.15017/2231524>

出版情報：九州人類学会報. 2, pp.49-51, 1974-10-01. Kyushu Anthropological Association
バージョン：
権利関係：



隠居制家族の問題

- 隠居と再隠居 -

九州大学 内 藤 莞 爾

本稿は、われわれが実施した調査にもとづいて、隠居制家族の問題について考えてみようとする。とりわけ焦点を隠居と再隠居とに置いてながめてみたい。

「再隠居」というのは、実は私の造語であって、これは人生に2度の隠居を体験する事態を指している。この発想をわれわれは、志摩国府の隠居制と民俗学の言う分住隠居制とからえたが、順序としてあとの分住隠居制から述べると、この慣行の特徴は、次のとおりである。ただこれまで報告されている分住制は、再隠居ではない。しかしわれわれの調査地ではこれが再隠居と関連してくるので、問題としたにすぎない。ところで分住制とは、両親が老後、その住む場所を別にする慣行であって、多く父親は長男家、母親は次男家がその場所として選ばれる。しかしこの状態に達するプロセスからすると、これに次男分家型と隠居分家とが区別される。前者は次男が分家するさい、母親だけがこれについて出る型で、竹田旦氏は土佐吉良川型と呼んでいる。後者は隠居分家を繰返して、末子までの分封を終ると、父親は長男家に、母親は次男家に戻るという型である。同氏が五島崎山型と呼んだタイプである。われわれの調査地は、崎山とはやや地域を別けている。しかし同じく福江本島にある岐宿町のカトリック2部落がそれである。そして慣行としては次男分家型はみられず、隠居分家型に接近しているように考えられる。

ただ対象地の慣行は、次の3点で五島崎山型とはちがってくる。まず隠居にさきだつ分封形態であるが、これは隠居分家型に統一されているのではない(表参照)。長子相続も出てくれば、末子相続も現われる。いや隠居分家型の変形である混合型Dや末子相続型の変形である混合型Eも検出される。

	扶養者あり					なし			未定	計
	長子	仲兄	末子	その他	小計	完全 隠居	親 死亡	その他		
長子相続	5	1			6			1		7(17.5)
隠居分家	(2父)			1	1	6				7(17.5)
末子相続	(3父)	2	1		3	10	1		3	17(42.5)
混合型D	(1母)					4				4(10.0)
混合型E		1	1	1	3	2				5(12.5)
計	5	4	2	2	13	22	1	1	3	40(100)

まさに多彩であって、不定相続と呼ぶにふさわしい。次は隠居慣行のきわめてさかんな点である。すなわち当地では、老後をだれかにみてもらった（表中「扶養者あり」）という事例よりも、完全隠居をとげ、そこで生涯を終えた事例のほうがはるかに多い。ここで完全隠居というのは、別居・別財・別カマドの隠居を指している。これには片親だけの単独隠居も含まれるが夫婦形態をとるのを普通としている。第3は再隠居の問題である。聴取したかぎり、こうして隠居生活を続けていて、配偶者の一方が死亡し、または日常の起居が不自由になると、子どものところに引取られる。多く父親は長男家に、母親は次男家がある場所として選ばれるという。つまり分住ということになりそうである。

しかし五島崎山型の分住は、末子家から父は長男家へ、母は次男家への移動であった。ところが対象地にあっては、分住にさきだつて完全隠居というワン・クッションがみられる。この点が再隠居とされるゆえんである。崎山型と同じではない。次にこうしたクッションを置いての再隠居の発現率である。表中カッコをもって示したのがそれであるが、これは22の完全隠居中、わずか6例にすぎない。しかも6例中5例は、父の再隠居ということになる。そこでやや整理すれば、次のことが言えるであろう。完全隠居というクッションの存在もさることながら、しかしこの状態から自動的に父母の分住がおこなわれるのではない。そこには配偶者の死亡または事故ということが要件となってくる。いや「分住」ということが、生前における老夫婦の別居を意味するならば、対象地には分住の事実は存在しない。ただ、少数ながら完全隠居後に、片親だけの移動がおこなわれた。しかしそれは、6例中5例までが父親の移動であった。このことの意味は、かなり重要であろう。だいたい平均余命と夫婦の年齢差の点からして、母のほうが生残る公算が高い。しかし、母の移動はほとんどなされていない。これは別の見方をすれば、再隠居よりも完全隠居を押通そうとする態度であろう。事実、当地の慣行では、長子相続の低率にも示されているように、家族集団はなるべくこれを核化しようとする。完全隠居もその現われとみることができる。すなわち老人になっても、子夫婦との同居は避けようとする措置である。ところが再隠居となると、これはやむをえない老衰隠居ではあっても、とにかくここで不完全ながらも直系家族が形成される。家族集団の核化という基本方針からすれば、これは退化・逆行ということにもなりかねない。第1次の完全隠居は、別居・別財・別カマドがたてまえなので、その生活には炊事その他の家事がともなってくる。夫に先立たれ老婆には、これが可能である。しかし老父だけでは、こうした仕事が困難となってくる。老父の再隠居は、まさにやむをえない再隠居としなくてはならない。

このように隠居に徹しようとする姿勢が看取されるのであるが、しかし「民俗」の路線としては、再隠居の路を閉ざしているのではない。隠居分の設定・控除は慣行化されているし、またこの隠居分をさらに父の分、母の分に区別する習俗も、一部では検出されている。ただ少なくとも現在では、これを絶対的な規範とみることはできない。もっともこの事実をもって、旧慣の弛緩とみるかどうか。これはわれわれの能力を出る問題である。

なお本稿のはじめで、われわれは再隠居の発想のひとつを、志摩国府の隠居制から学んだことを述べておいた。周知のように、当地では、長男が結婚してはじめての子どもが出来ると、親は未婚の子女を

連れて、1年以内に屋敷内にある隠居棟へと移る。一種の隠居分家である。そしてこの隠居棟から、男子の他出、女子の出嫁が進められる。しかし本家を譲られた長男夫婦にも、子の成人にともなってやがて隠居の時期が迫ってくる。こうして親は、もうひとつの隠居棟（閑居）に移り、長男夫婦が隠居棟に移動する。したがって親は、2度の隠居すなわち再隠居を経験することになる。そこでわれわれの対象地の場合と比較すると、次のようなちがいが認められるであろう。まず対象地の場合、その発現率は低かったが、ここでの再隠居は子どもの家へのUターンであった。ところが国府では、本家→隠居→閑居という一方交通で、還流の事実はない。もっともこれは、同一屋敷内の一方交通で、隠居・閑居も実は本家の分派世帯にすぎない。「家」としては1戸である。また次三男の措置については、当地では村内分家が忌避されていたので、かれらは他出するのが普通とされていた。だから戸の増加はほとんど望めなかったといわれる。これに対してわれわれの対象地では、域外流出の事実があったとしても、原則として男子の数だけ分封がおこなわれる。家族集団の細胞分裂である。隠居家は、子どもの家に近く建てられることはあっても、同屋敷内での、しかも既存の隠居棟での出来事ではない。対象地の隠居家を独立の戸とみるかどうかは、多少問題だとしても、住民登録のうえでは、別世帯とされているものが多い。いずれにしても、再隠居の発想は国府から学ぶところはあっても、対象地の再隠居とは、まったく別のものとしなくてはならない。

なるほど国府の場合、長男の初子出生を契機として、親は分派世帯を営むのであるから、これも家族集団の核化にちがいない。いや本家・隠居・閑居の並立は、世代別異居というにふさわしい。そして隠居・閑居とも、本家とは別に経済的な自立を維持していこうとする。しかしこれら経済的な基礎も、「家産」としてはひとつである。だから隠居が持って出た耕地も、隠居世帯の人数が減るにしがって、本家に返却される。閑居の経営地はさらに小さくなり、また死亡にともなってこれが本家に吸収される。世代別異居の姿は、たしかに通日本的な「家」としては異例であろうが、なおここには分地制限令の面影をとどめて、「家」の姿がしのばれる。われわれの対象地のように、子どもの分封のたびに財産の分与がなされ、ふたたびその統合のないのとは、大きく区別されなくてはならない。さらに再隠居について言及すると、隠居分家を繰返したあと、父親が長男家に戻るならば、これは家族集団の再統合という見方もできるであろう。父親と長男との「家」的連鎖である。しかし末子相続式の分封をおこなって、挙句のはてに父親が長男家に戻っても、この長男は実は分家の身分である。父と長男との結びつきには、「家」の性格を認めることはできない。やはり家族集団の体制的な性格が異なる、とすべきであろう。

追記 - 本稿は49年3月例会で「隠居制家族の話」として報告した内容を、その要旨だけにかぎって記したものである。